

## (8) 聖学院大学 長期在学学生授業料減免規程（学則第14章関連）

（趣旨）

第1条 諸般の理由により、標準修業年限を超えて在学することとなった本学の学部生に対する授業料等の減免措置（以下「本減免措置」という。）については、この規程の定めるところによる。

（対象者）

第2条 本減免措置の対象者は、次の各号に定める5年次以上の学部生（私費外国人留学生及び「セカンダリキャリア支援授業料減免制度」の被適用者を除く。）とする。

- (1) 卒業要件を既に満たし、「聖学院大学在学期間延長制度内規」の定めるところにより在学期間の延長を許可された者（次条において「卒業要件を満たしている者」という。）
- (2) 卒業要件を満たしておらず、かつ、卒業要件を満たすまでの必要修得単位数が8単位以下である者（次条において「必要修得単位数が8単位以下である者」という。）
- (3) 卒業要件を満たしておらず、かつ、卒業要件を満たすまでの必要修得単位数が8単位を超える者（次条において「必要修得単位数が8単位を超える者」という。）

（減免措置の内容）

第3条 本減免措置の内容は、前条各号の対象者の種類及び納入金の費目ごとに、下表に定めるところとする。この場合において、授業料の減免の基礎となる金額は、所属学科の4年次生に適用される授業料の金額とする。

| 号   | 対象者の種類                | 授業料<br>(各学期分) | 施設費<br>(各学期分)              | 授業料・施設費<br>以外の納入金 |
|-----|-----------------------|---------------|----------------------------|-------------------|
| (1) | 卒業要件を<br>満たしている者      | 50%減免         | 50%減免                      | 減免せず              |
| (2) | 必要修得単位数が<br>8単位以下である者 | 50%減免         | 最初の学期：50%減免<br>次の学期以降：減免せず | 減免せず              |
| (2) | 必要修得単位数が<br>8単位を超える者  | 50%減免         | 減免せず                       | 減免せず              |

（休学者の扱い）

第4条 第1条の学部生で、1つの学期の全期間を通じて休学することとなった者は、本減免措置の対象としない。

2 本減免措置は、第1条の学部生が休学することとなった場合に納入すべき在籍料には、適用しない。

（改廃手続）

第5条 この規程の改廃は、大学教授会及び経営財務委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2017年10月23日から施行し、2018年度の春学期において標準修業年限を超えて在学する例から適用する。